

書評

黒田兼一・小越洋之助編
公務員改革と自治体職員

NPMの潮流・イギリスと日本

三宅正伸

公務員改革と自治体職員

公務員改革を自治体で図る
労働の面から見ゆく

評者は1950年生まれで、約40年にわたる公務員生活にピリオドを打ち、現在は大学での研究員・講師をしつつ、若い学生に公務員になることを薦めている。そのような経歴の者が読んでも、本書は現実を知らない研究者の理論でもなく、また、現実に埋没した公務員のドキュメンタリーでもなく、公務員問題の本質を的確につかんだ良識の書と感じる。

公務員試験の受験技術向上から、間違つて公務員になつていている者も増えてきていた。間違つてと言うと失礼かもしれないが、この本を一読してから願書を出すならば、正しい認識を備えることが可能であつたと考えられる。

本書は第I部「公務員改革とは何か」、

第II部「地方公務員の雇用と人事・処遇」、第III部「イギリスの地方公務員の雇用と人事・処遇」で構成されている。

序章の「3・11大震災と地方公務員」と補論の「地方公務員制度改革の基本方向を考える」も、かなりの示唆に富んでいる。序章では地方公務員の大幅な人員削減と業務の外部委託化などが、天災を人災にすることを示唆している。つまり、事が起こつてからそれに対応する公務員の人材育成などあり得ないことを物語っているのが、今回の東日本大震災ではなかつただろうか。また、補論においても国家公務員制度改革につられて、地方公務員を時の権力者のための従順な下僕に堕してはならないと警告している。

本論の記述で注目に値するところは、

第1章の「客觀性、公平性、納得性をえ

れとも非正規職員も同じ職場で働く仲間として共闘するのか、いずれが市民のためになるかである。これらのことと無視するような労働組合は社会的生存理由を失うと考えられる。「自治体業務の外部化、民営化、効率化というNPM政策は、非正規職員の増大と官製ワーキングプアを生み出す元凶となつておらず、根本的な見直しが必要である」という指摘は、まったくそのとおりと言わざるを得ない。

第4章に書かれているワーク・ライフ・バランスは、公務員だけでなく働く人々すべてに関わる問題指摘である。過労死ラインであると言われている月80時間を超える時間外勤務が常態化していたり、違法であるサービス残業が職員のやる気判定の基準とされる公務労働職場は異常である。異常の中で正常なことを主張することを異常と見る職場にこそ、ワーク・ライフ・バランスの考え方の導入が必要である。まずは残業をしなくてもよい人員の配置である。次にチームで仕事のできるような他者への配慮である。最後に家庭事情なども考慮した人の配置ができる組織文化であるとの指摘は、誰も

自己管理が忘れられて、「方針管理」や「ノルマ管理」の手段にされることを避けなくてはならない。いくら数値によつて客觀性を装つても、難易度、ウェイト、達成度判定において、被評価者の自己申告を判定する評価者（上司）の主觀が入り込むことが避けられない事実を、評者の研究においても認めた。この制度が業績向上のための上司とのコミュニケーション手段から人事制度に連動するようになると、上司に従順な部下育成の傾向と、その上司の恣意性が隠蔽されるところになる公算が高い。それならば評価者である上司が見る目があるかと言ふうになる。ついで、その上司が人を見る目があるかと言ふう資質に戻つてくるのである。つまり、いくら職務的な制度運用を標準としても、その評価は属人的なことにならざるを得ないことを忘れてはならない。このようないことに對して、労働組合が関わりを持つことも必然的なことと指摘している。

「官製ワーキングプア」を取り上げた第3章は、増加する非正規職員に対しても、労働組合がどのような対応をするかである。一言で言えば、労働組合が正規職員の利益だけを守ることに徹するのか、そ

れとも非正規職員も同じ職場で働く仲間として共闘するのか、いずれが市民のためになるかである。これらのことと無視するような労働組合は社会的生存理由を失うと考えられる。「自治体業務の外部化、民営化、効率化というNPM政策は、非正規職員の増大と官製ワーキングプアを生み出す元凶となつておらず、根本的な見直しが必要である」という指摘は、まったくそのとおりと言わざるを得ない。

第4章に書かれているワーク・ライフ・バランスは、公務員だけでなく働く人々すべてに関わる問題指摘である。過労死ラインであると言われている月80時間を超える時間外勤務が常態化していたり、違法であるサービス残業が職員のやる気判定の基準とされる公務労働職場は異常である。異常の中で正常なことを主張することを異常と見る職場にこそ、ワーク・ライフ・バランスの考え方の導入が必要である。まずは残業をしなくてもよい人員の配置である。次にチームで仕事のできるような他者への配慮である。最後に家庭事情なども考慮した人の配置ができる組織文化であるとの指摘は、誰も

が異議のないところと考えられる。ところがそれが実行されないのは、以上のようないを指摘の反対方向にNPM政策による人事労務管理があるからなのである。過度な顧客主義、市場主義、成果主義は、必ず働くすべての人々のワーク・ライフ・バランスを不安定なものにすると言える。

第III部の第5章、第6章、第7章、第8章はイギリスでの現地調査を踏まえた各章である。仕事に対し人を採用する職務的な人事労務制度のイギリスにおいて、見習い制度があることなどは興味のひかれるところである。また、よく紹介されるTUPPE（営業譲渡雇用保護制度）などで、民営化されても雇用と待遇は守られる意味合いを、日本の指定管理者制度による失業や官製ワーキングプア防止のために導入すべき今後の課題であると考えた。

公務員になろうとしている方、ならびに現役公務員の方に特に読んでもらいたい良書である。

（自治体研究社・定価：本体2000円+税）
(みやけ まさのぶ・龍谷大学非常勤講師)